

白井市産業振興ネットワーク委員募集要項

1 趣 旨

この要項は、白井市産業振興条例に基づく、白井市産業振興ネットワークを構成する市民公募委員の募集・選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 募集人員 2名

3 公募の周知方法

白井市産業振興ネットワーク委員の公募は、広報しろい・市ホームページへの掲載及び市民環境経済部産業振興課・各センター窓口での資料配布により行うものとする。

4 応募条件等

- (1) 応募資格は、市内在住者、市内在勤者及び市内在学者で18歳以上の者とする。
- (2) 応募は、所定の応募用紙に必要事項を記入し、郵送、メール若しくは直接産業振興課に提出して行う。

5 応募締め切り

令和8年3月27日（金）とし、郵送の場合は当日消印有効とする。

6 選考方法等

- (1) 公募委員は、次の基準により産業振興課が選考し、市長が決定するものとする。
 - 優先順位1：応募の動機が職務に照らして適切であり、市の産業の振興に建設的な意見を有すると認められること
 - 優先順位2：平日の会議に出席できること
 - 優先順位3：男女比に配慮すること
 - 優先順位4：市政への参画経験が少ないこと
 - 優先順位5：他の市委嘱委員と所属団体等が重複しないこと
- (2) 応募者が定員以内の場合であっても上記の審査を行うものとする。

7 選考結果

選考結果は、応募者全員に文書で通知する。